

島根県県民いきいき活動促進基本方針

～自立的に発展できる快適で活力のある島根を目指して～

島根県

〒 690-8501

島根県松江市殿町1番地

TEL (0852)22-5096

FAX (0852)22-5098

はじめに

近年、地域社会を構成する人々やNPO等による社会貢献活動が、福祉、環境、まちづくりなどの様々な分野において、活発に展開されるようになってきました。

これらの地域の課題解決に取り組む活動は、県民一人ひとりが生き生きと心豊かに暮らせる地域社会を実現するために大きな役割を果たすものと考えています。

県では、NPO・事業者・行政等が連携協力して、快適で活力のある島根を目指すため「島根県県民いきいき活動促進条例」を平成17年4月に施行しました。

この条例の「県民いきいき活動」は、活動への参加や支援を行う人々の「いきいき」している様子、また、活動によってそれぞれの地域が「いきいき」となるようにとの願いを込めるとともに、地域における様々な分野の課題の解決に向けて、県民が誰でもどこでも普段着で自主的・主体的に参加できる活動を表しております。

県は、県民いきいき活動を活発化するため、県民等の積極的な参加を促進するための情報提供、ボランティアが参加しやすい環境整備、NPO活動の支援をするとともに多様化高度化する県民ニーズに的確に応え、きめ細かなサービスを開拓していくため、県民、NPO、事業者、市町村など多様な主体との連携・協働に取り組むこととしております。

私は、県政を推進するに当たって「自立」、「協働」「スピード」を基本姿勢として掲げ、特に様々な主体と「協働関係」を築くことが、自立的に発展できる地域づくりを進めるために重要と考えております。

また、「協働」の取り組みは、行政職員一人ひとりの仕事に取り組む姿勢にもつながり、「自立した主体としての住民」と「行政を担う主体性のある職員」双方の変革がなければ進まないとと思っています。

今回の基本方針は、「県民いきいき活動の促進」「県民との連携・協働による行政の推進」という2本柱の施策を進めるために、「県民いきいき活動促進委員会」による議論を経て、さらにはパブリックコメントでの広く県民の皆さんの意見をいただき策定したものであります。

「自立的に発展できる快適で活力ある島根」を県民の共通の目標に、県と市町村が連携を図り、県民、事業者、NPOなどのそれぞれの主体と協働し、知恵を出し合い力を合わせながら、新しい島根を築きましょう。

おわりに、この基本方針の策定にあたり、貴重な御意見や御提言をいただきました「島根県県民いきいき活動促進委員会」の委員の方々をはじめ、県民の皆様、関係各位に厚くお礼を申し上げます。

平成18年3月

島根県知事 澄田信義

《時代の動きと策定趣旨》

新しい時代の基本認識

「少子高齢化の進展」「地域の活力低下の懸念」➡「新たな地域社会の実現」

●変革の時代

異なる価値・存在を認め合う時代

●ITの進展と経済社会の動き

自分のライフスタイルに合わせ能力を発揮して働く時代

●少子高齢化の進展

年齢に関わりなく積極的に社会参加する時代

●環境問題への対応と自然との共生

市民として地球環境問題に取り組む時代

●新しい時代の地域づくり（地方分権時代）

魅力ある地域づくりに住民自ら主体的に取り組む時代

●地域の活力の再生（地域の活力低下の懸念）

地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的に取り組む時代

県総合計画

【基本目標】

『自立的に発展できる快適で活力ある島根』

【政策】

「主体的に参加する人づくり」

住んでいる地域をはじめ、あらゆる場や様々な分野で自らの知識や技能を生かし、ボランティア活動など主体的に取り組む人づくり

【施策】

「ボランティア・NPO活動の推進」

「県民との連携・協働による行政の推進」

県民いきいき活動促進条例

【目的】

『自立的に発展できる快適で活力ある島根』

↓
【目的】
『自立的に発展できる快適で活力ある島根』

↓
【目的】
『自立的に発展できる快適で活力ある島根』

↓
【目的】
『自立的に発展できる快適で活力ある島根』

県民いきいき活動促進基本方針

県民やNPO、事業者、行政等が、自主的及び主体性を尊重し相互理解の下に一体となって、県民いきいき活動の促進と協働の推進を図るための基本的方向と展開方向等を示す

【展開の2本柱】

- ◎ 県民いきいき活動の促進
- ◎ 県民との連携・協働による行政の推進

行動計画（平成18年～22年度）

～基本方針を達成するための具体的な施策～

基本方針の構成

基本方針の策定趣旨

1P～2P

島根県は、「島根県県民いきいき活動促進条例」に基づき、県民いきいき活動を促進するとともに、県民いきいき活動団体との協働を推進することにより、県民一人ひとりが生き生きと心豊かに暮らせる地域社会を実現する。

『自立的に発展できる快適で活力のある島根』

I 施策の基本的方針

3P

～県民一人ひとりが生き生きと心豊かに暮らせる地域社会の実現～

【方針】

- 行政自らの意識改革
- 時代の変化への県民の自覚と認識
- 地域課題に対する多様な主体の共通認識と役割
- 多様な主体との対等な立場での相互協力
- 県民の理解を得た支援
- 行政の説明責任と評価
- 市町村との連携

II 施策の展開方向

4P～10P

1 県民いきいき活動の促進

《県民の積極的な参加を促進するための環境づくり》

(ア) 島根県いきいき活動の普及・啓発

《県民いきいき活動に関する普及・啓発、学習機会の提供や参加しやすい環境づくり》

- ①情報の発信 ②参加の促進

(イ) 島根県いきいき活動センターの運営

《県民へのNPOの活動情報の提供やNPOの運営に関する環境づくり》

- ①人材の育成支援等 ②NPOへの支援 ③活動拠点の整備
- ④NPO相互の連携とネットワークづくり

2 県民との連携・協働による行政の推進

《県民、NPO、事業者など多様な主体との連携・協働する環境づくり》

(ア) 行政のための体制づくり

《多様な主体との協働に取り組む体制づくり》

- ①府内推進体制の構築 ②第三者機関の設置
- ③研修の充実 ④協働事業に係る情報の提供

(イ) 地域活性化に繋がる連携

《活動が地域活性化に繋がる環境づくり》

- ①市町村における協働推進への協力と連携 ②地域コミュニティの活性化への支援
- ③県事業を活用した協働の実施 ④地域資源の活用

III 方針の見直し

10P

基本方針の策定趣旨

〔目的〕

島根県は、「島根県県民いきいき活動促進条例」に基づき、県民いきいき活動を促進するとともに、県民いきいき活動団体との協働を推進することにより、県民一人ひとりが生き生きと心豊かに暮らせる地域社会を実現する。

『自立的に発展できる快適で活力のある島根』

少子高齢化の進展・地域の活力の低下などが懸念される中で、地域社会を構成する人々や団体などの様々な主体が、各地域の特色ある地域資源を活用しながら地域づくりを進めています。さらに、福祉、まちづくり、子どもの健全育成や環境保全などの地域の課題解決に、自らの意志で自主的・自発的に取り組む県民、NPO《図1》や事業者等による活動が活発に展開されるなど県民と行政の協働による地域づくりの重要性が増してきました。

また、平成12年の地方分権一括法の施行を契機に、中央集権型から地方分権型の行政制度への移行が急速に進み、また規制緩和、構造改革の進展や国・地方を通じた厳しい財政状況などから、これまで我が国の発展を支えてきた様々な分野における制度や仕組みが大きく変化し、自らの地域の自立的発展が重要となっていました。

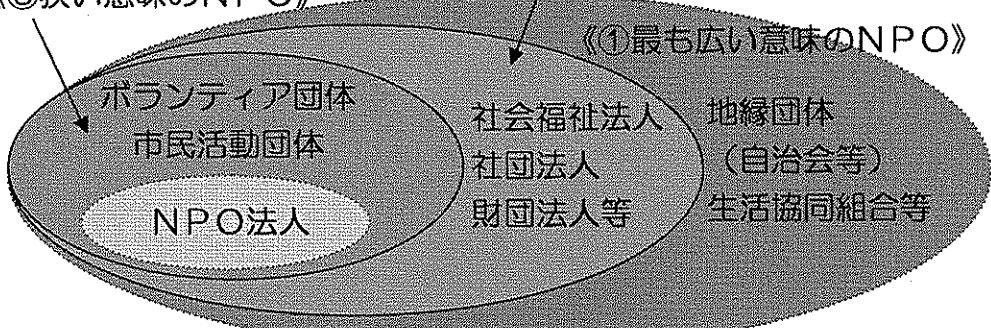
こうした中、「自立的に発展できる快適で活力のある島根」を実現するためには、時代の動きを的確に把握し、多様化する県民ニーズを迅速に対応できるように、県自らが変革し、新しい県政を推進していくと同時に、県民一人ひとりが時代の変化を自覚し、島根県の現状を認識することによって、地域の様々な課題に関心を持ち、その課題解決に向け自らできることから行動することが大切となっていました。

この基本方針は、県民・NPO・事業者・市町村及び県が連携・協力して新たな地域づくりを進めるために「島根県総合計画」《図2》や「島根県県民いきいき活動促進条例」（平成17年4月施行）に基づき、伝統的なコミュニティ活動を含めた多様な主体による地域課題の解決の取り組みを「県民いきいき活動」と位置づけ、これらの活動の促進を目的に策定しました。

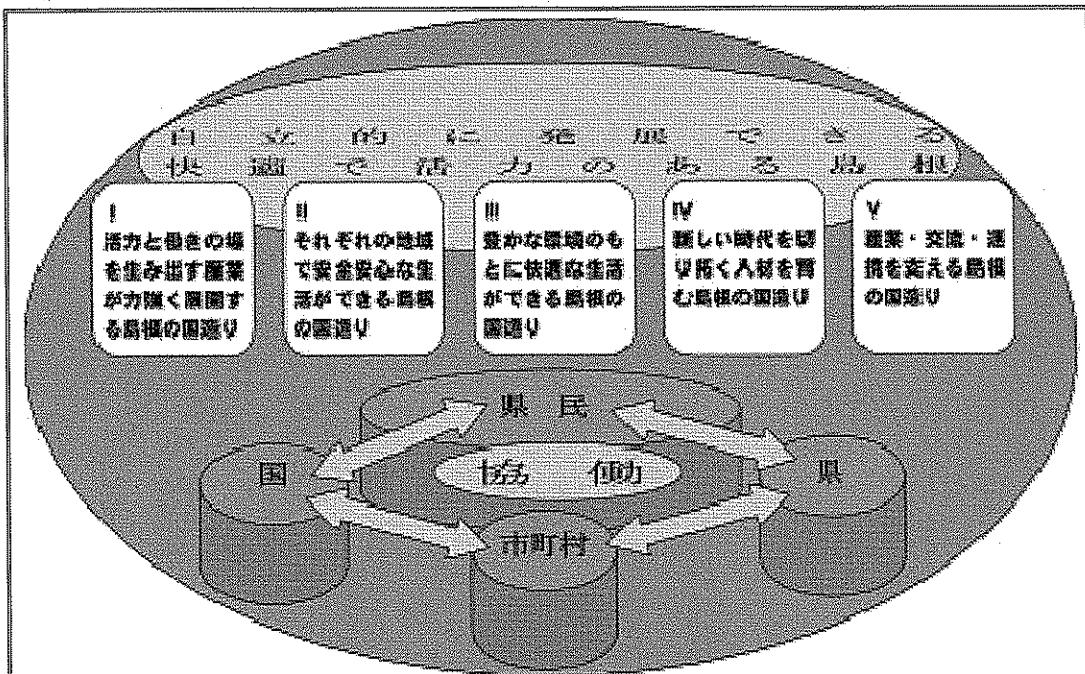
《図1 NPOの概念》

NPOの概念は、狭い意味から広い意味まであり、一般的にはボランティア団体や市民活動団体③をいいますが、この基本方針においては、自治会等も含む最も広い①とします。 《②広い意味のNPO》

《③狭い意味のNPO》



《図2 島根県総合計画の概念図》



《県民いきいき活動の定義》

島根県県民いきいき活動促進条例（平成17年3月3日25号条例第37号）（抄）

第2条 この条例において「県民いきいき活動」とは、営利を目的とせず、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的として、自発的に行われる活動であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとす。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

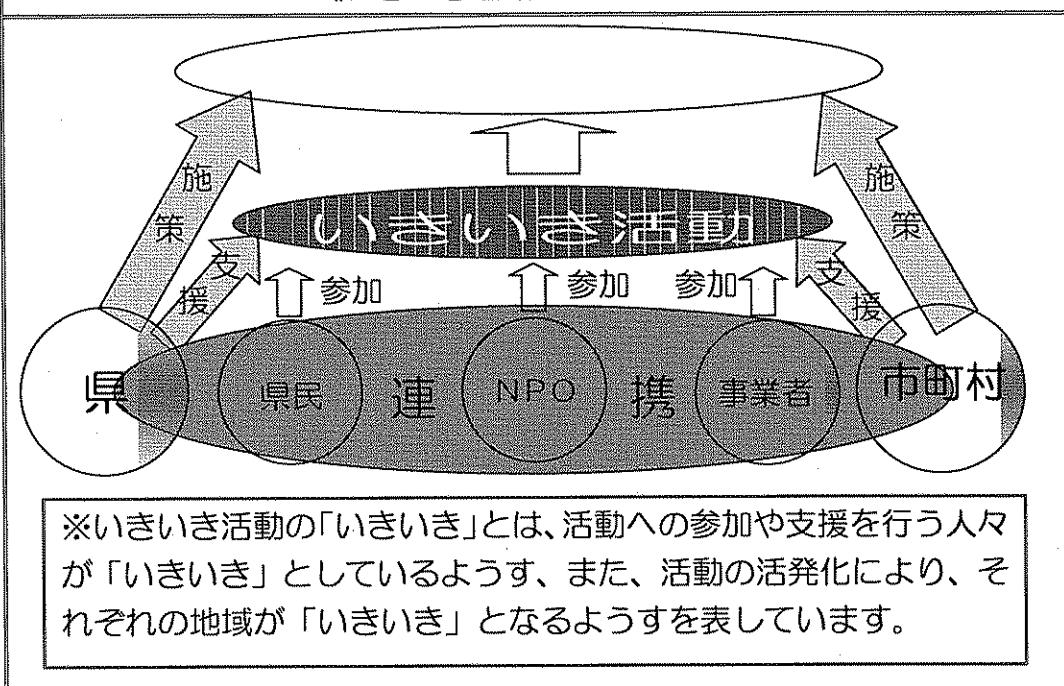
I 施策の基本的方向

島根県は、県民・NPO・事業者・行政が一体となって、県民一人ひとりが生き生きと心豊かに暮らせる地域社会の実現を目指します。

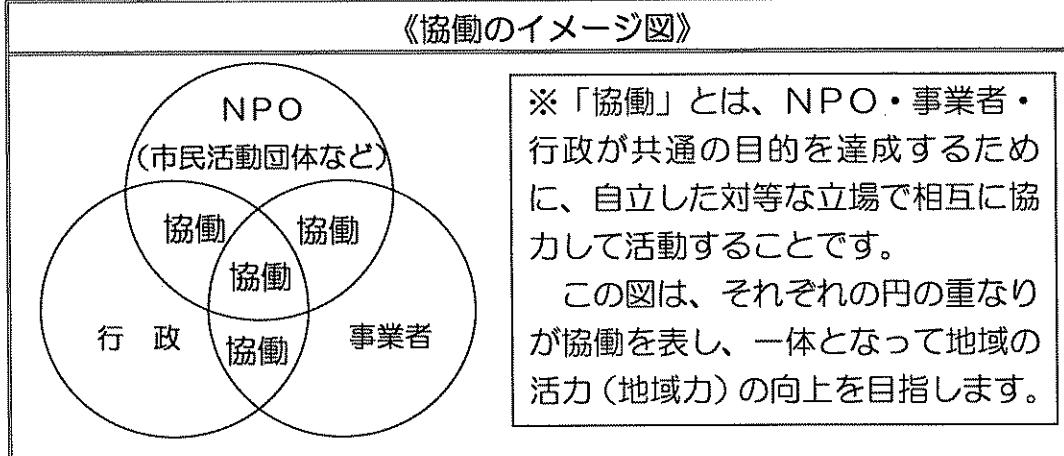
方向

- 行政自らの意識改革
- 時代の変化への県民の自覚と認識
- 地域課題に対する多様な主体の共通認識と役割
- 多様な主体との対等な立場での相互協力
- 県民の理解を得た支援
- 行政の説明責任と評価
- 市町村との連携

《いきいき活動のイメージ図》



《協働のイメージ図》

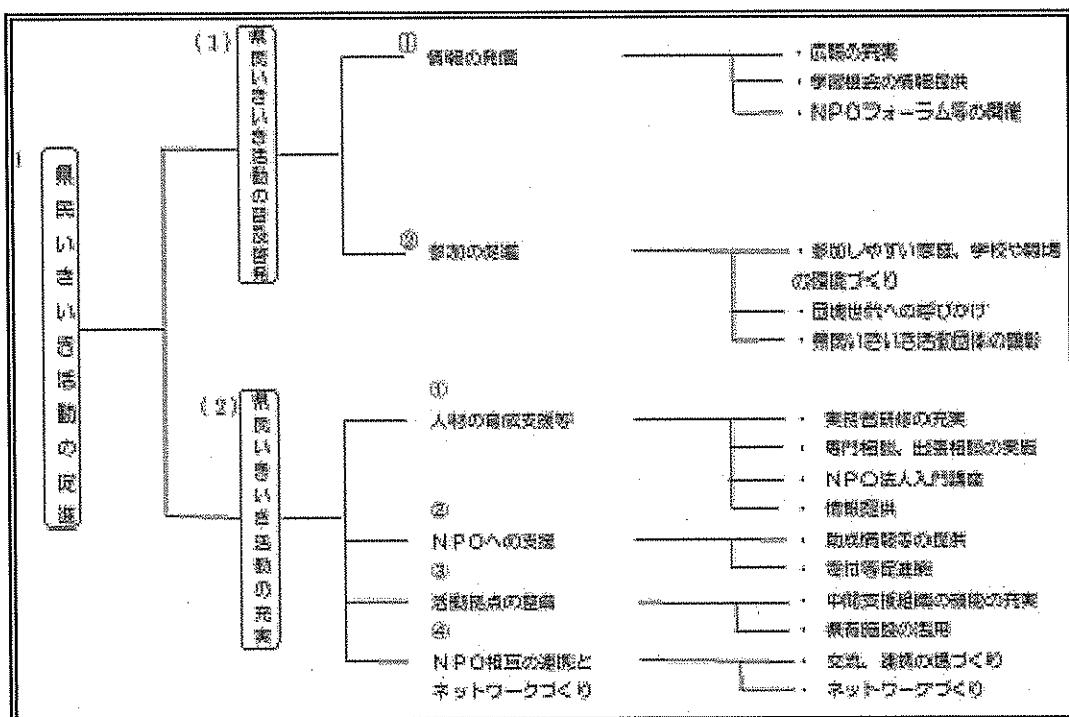


II 施策の展開

島根県は「県民いきいき活動の促進」「県民との連携・協働による行政の推進」の2本柱で促進施策の展開を進めています。

なお、この展開方向の期間は平成22年度までの5カ年とします。

県は、県民いきいき活動を活発化するため、県民等の積極的な参加を促進するための情報提供、ボランティアが参加しやすい環境の整備、NPO活動の支援を行います。



条例を様々な広報媒体やフォーラムの開催等によって広く県民に周知し、その条例の意義などについての理解や関心を深めるとともに、県民いきいき活動への参加のきっかけになるよう県民、NPO、事業者及び市町村等と連携して、活動の普及・啓発を行います。

① 情報の発信

関係機関と連携して、県民いきいき活動に関する様々な情報を収集するとともに、多様な手段により最新の情報を提供します。

・ 広報の充実

県ホームページでのボランティア・NPO情報及び県の広報誌「フォトしまね」やしまねNPO活動支援センターの「びいびいっと」や「ふれあいVネット」等の各種広報媒体を活用し、NPOの紹介や自発的に活動への参加ができる支援内容などのPRを行います。

・ 学習機会の情報提供

社会福祉協議会等のボランティア養成講座などの各種講座の開催、NPOと参加希望者の交流機会の情報を収集し、県ホームページ等により適宜に提供します。

・ NPOフォーラム等の開催

活動に対する理解の促進とNPOと行政の協働のあり方などに関するフォーラム等を開催し、県民・NPO関係者の理解を深め相互の連携と協力の関係づくりの推進を図ります。

② 参加の促進

県民等が県民いきいき活動の社会的意義と必要性を認識し、積極的かつ自主的に活動に参加することが必要であり、県民等の自主性及び自立性を尊重し、県民いきいき活動に対する機運の醸成と活動の促進を図るための方策を推進します。

・ 参加しやすい家庭、学校や職場の環境づくり

ア 男女は共に家庭の構成員であり、お互いに協力し、それぞれの役割を果たしながら、活動に参加できるよう、民間や行政のボランティアセンター・やしまねNPO活動支援センターなどと連携しながら、ボランティア活動等に関する情報提供・相談などの実施により、参加促進のための環境づくりに努めます。

イ 児童、生徒や保護者の活動への理解の促進を図るため、学校、教育委員会などの関係機関と連携しながら、ボランティア体験や社会体験活動等の機会を充実させ、多くの子ども達が様々なことを体験できる環境づくりに努めます。

ウ 事業者に対しては、勤労者がNPO活動やボランティア活動へ参加しやすくなるよう、ボランティア休暇制度の導入拡大や、地域貢献活動促進運動などについての啓発などの取り組みを進めます。

・ 団塊世代への呼びかけ

団塊の世代が平成19年から平成21年にかけて勤労者としての第一線を退くこととなります、これらの人々は、知識や経験、技術をもった人材の宝庫であるため、関係機関や団体と連携を図り、ボランティア講座や体験活動などの学習、研修機会の充実を図り、いきいき活動の担い手として活動への参加を促します。

・ 県民いきいき活動団体の顕彰

先駆的な話題性のある優れた活動を行った団体を顕彰することにより、県民活動の活発化を図り、活動の広がりによる魅力あふれる地域づくりを促進します。

県民いきいき活動が、地域で認知され、多くの人の参加や支援が得られるためには、県民のNPOに対する理解やNPOが組織として自立することが重要となります。このためには、NPOの活動情報を県民等に提供するとともに活動が継続的かつ円滑に推進できる環境づくりを行います。

① 人材の育成支援等

NPOの組織を支え、活動を円滑に推進していくため、組織の核となるリーダーや会員等の人材育成への支援とともに組織運営能力強化の支援を行います。

・ 実務者研修の充実

NPOのスタッフに対して、マネジメント能力向上のため、会計・税務・労務管理や広報等の専門的研修を行います。

・ 専門相談、出張相談の実施

NPOの運営上の諸問題について、専門家による相談を行います。

・ NPO法人入門講座

NPO法人制度の普及、設立に関する手続きや相談等を行います。

・ 情報提供

関係機関と連携して、リーダーセミナー等各種講座の開催情報などをホームページや紙媒体等を活用して効果的に提供します。

② NPOへの支援

NPOの活動が継続的、円滑に推進されるとともに、その充実と拡大を図るため、NPOの財政基盤強化の支援を行います。

・助成情報等の提供

民間の企業や団体等による助成制度や行政分野の補助制度について、ホームページ等の活用により効果的な情報提供を行います。

・寄付等促進策

民間からの寄付金やNPO法人向けの融資は、NPOにとって重要な財源であることから、その促進策について調査・検討を行います。

③ 活動拠点の整備

中間支援組織である「しまねNPO活動支援センター」の機能の充実を図ります。また、県の施設がNPOの活動の場として、より利用しやすいように検討していきます。

・中間支援組織の機能の充実

「しまねNPO活動支援センター」の支援機能について、他の公益法人等との連携強化を図り、隠岐地区、石見地区への支援のあり方を検討します。

・県有施設の活用

NPO法人が、県民会館などの公の施設の会議室等を利用する場合、施設使用料の減免等について配慮します。また、県が所有する遊休施設の情報を提供するとともに、地域のNPOの拠点や活動の場として活用できるよう検討を行います。

④ NPO相互の連携とネットワークづくり

それぞれの地域には様々なNPOが存在していますが、特にまちづくりという視点からは、それらの団体が相互に協働することが、より効果的であるため、地域における団体間のネットワークづくりを支援します。

・交流、連携の場づくり

団体間の交流や情報交換等を行い、自らの活動を検証したり、新たな課題を見つける機会となるワークショップの開催等を行

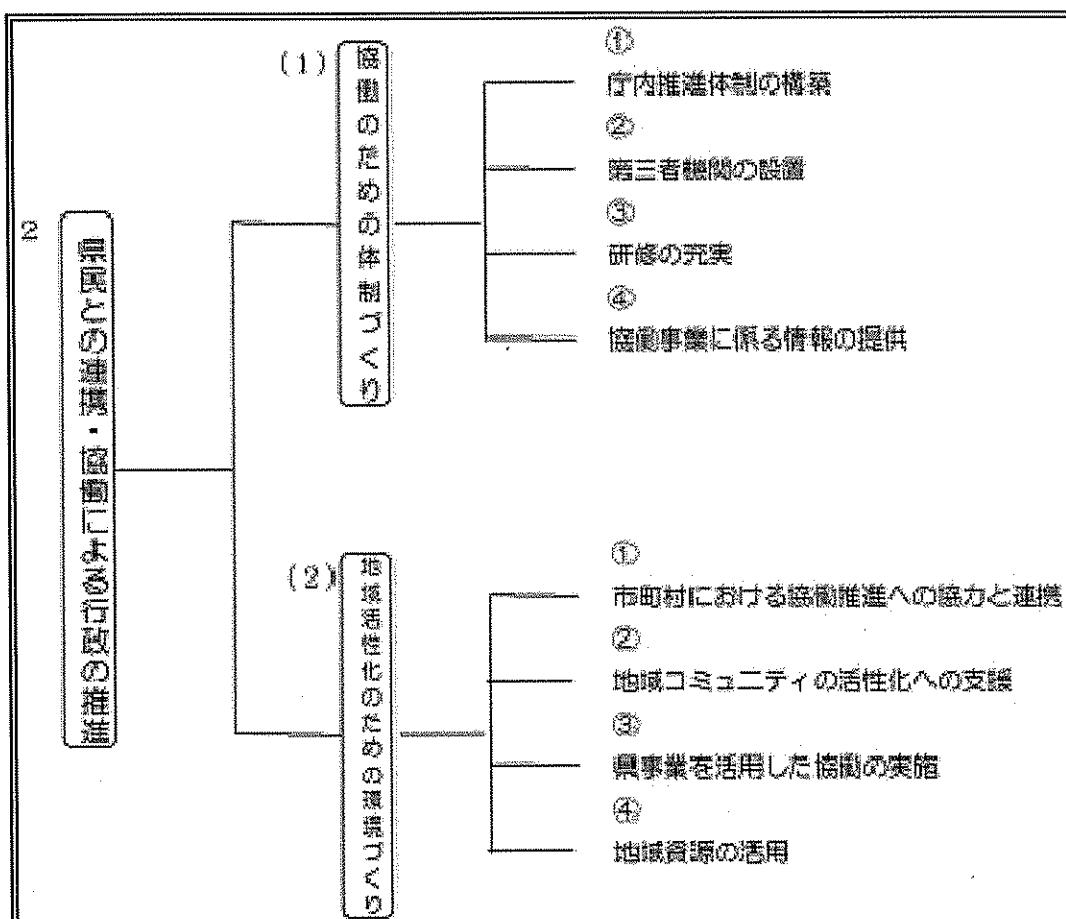
います。

・ ネットワークづくり

「しまねNPO活動支援センター」は、NPO、事業者、行政、関係団体等の間の情報交換や協働を進めるため中心となってネットワークづくりを行います。

また、活動分野を越えたNPO自体が行うネットワークづくりには、情報提供などによる支援を行います。

県は、多様化高度化する県民ニーズに的確に応え、きめ細かなサービスを展開していくため、県民、NPO、事業者、市町村など多様な主体との連携・協働に取り組みます。



協働による事業を適切・効果的に推進するための体制の整備及び人材育成を行います。

① 庁内推進体制の構築

県民いきいき活動の促進、協働の推進を行うため、庁内の部局

を横断した庁内推進会議を設置するほか、協働の一層の効率的・効果的な施策の展開を図れるよう、庁内各課への協働推進員の配置なども検討します。

② 第三者機関の設置

協働を着実に進めていくためには、事業効果の評価を行い、その結果、判明した問題点や利点を次の事業の反映させることが重要であり、自己評価をするとともに客観性を高めるために第三者による評価機関を設置します。

③ 研修の充実

協働による事業を適切・効果的に推進するためには、県職員及び市町村職員の更なる意識改革を行うとともに、協働に対する正しい理解を身につけるための研修を実施し、啓発を行います。

また、NPOの先駆性や民間感覚取得のためのNPO研修などを検討します。

④ 協働事業に係る情報の提供

NPOを対象とする補助・委託事業等に関する情報や市町村のNPO関連施策等の情報を収集し、ホームページ等により、情報発信を充実します。

また、NPOと県行政による協働事例の報告会を開くなどし、情報提供します。

NPOの地域課題の解決に向けた活動の活発な展開は、従来の自治会等の伝統的なコミュニティ活動とともに、地域社会を支えていく力として重要な役割を果たしています。

今後も地域住民、NPOと協働し、市町村とも連携するとともに、中山間地域研究センターの集落の維持・活性化などの調査研究や生涯学習推進センターの地域活動につながる研修などを行い、いきいき活動による地域活性化の取り組みを積極的に支援していきます。

① 市町村における協働推進への協力と連携

市町村の自主性を尊重しつつ相互の情報交換や施策の連携等を図り、また、市町村と県民、NPOとの協働が進められるよう連携・協力します。

② 地域コミュニティの活性化への支援

住民が自主的にその地域のことを考え、福祉、定住、子育て支

援、災害救援、『自らの安全は自ら守る』という防犯、暴力追放など、多岐にわたる分野の活動について、行政や他の組織と連携・協働しながら地域づくりを実践できるような地域コミュニティ環境づくりを支援します。

③ 県事業を活用した協働の実施

県民との協働の推進を積極的に進め、より効果的な地域づくりを行うため、「県民との協働による島根づくり事業」などを実施し、今後の公共サービスにおける県民やNPOとの協働の可能性についての検討や評価を行い施策への反映を図ります。

④ 地域資源の活用

地域の資源を最大限に活用して住民が頑張りがいのある地域づくりを目指すため、本県の自然や風土、歴史と文化、農林水産物などの地域資源を新しい視点で見直し、規制緩和や協働といった手法による取り組みを促進します。

III 方針の見直し

この基本方針は、策定後も、島根県総合計画（平成19年度までに達成すべき数値目標）見直しや構造改革、地方分権の進展など、今後の社会環境の変化や県民いきいき活動の状況、県民いきいき活動促進委員会等で得られた意見を勘案して、見直しを行うものとします。

《県民いきいき活動推進体制のイメージ図》

